

[事案 2020-11] 障害給付金支払請求

・令和2年9月7日 裁定終了

<事案の概要>

約款の支払事由に該当しないとして障害給付金が支払われなかったことを不服として、障害給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成17年2月の交通事故後に感音性難聴となり、平成30年7月に両側高度感音難聴と診断されたため、平成5年1月に契約した終身保険の傷害特約にもとづき障害給付金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないとして給付金が支払われなかったが、以下の理由により、障害給付金を支払ってほしい。

- (1)平成17年の時点では軽度両側感音難聴であり所定の障害状態に該当しないが、平成30年頃から聞こえが悪くなり、令和元年11月の検査では重度の難聴であった。
- (2)今受診している医師では、平成17年の交通事故との因果関係はわからない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)障害診断書によると、作成日時点の聴力値は、約款に定める障害状態に該当する可能性はあるものの、その原因は不詳とされており、「不慮の事故を直接の原因として、その事故から起算して180日以内」という約款の支払事由に該当しない。
- (2)「事故の日から起算して180日以内」という要件については、個別の事案の特質に鑑みて、特に因果関係が認められる場合、180日を経過した時点で所定の障害状態に該当していたときは、同要件に該当すると判断する運用をしているが、医師への照会を行ったものの、特に因果関係が認められるような事情は判明しなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、障害の状態等を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の障害の状態は約款所定の障害状態に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。